

人材紹介サービスご利用に際しての確認事項

01_紹介の依頼

申込者は、本契約の有効期間中、株式会社Growth Partners（以下「当社」といいます。）に対して、職業安定法第5条の3第2項に定める労働条件その他希望する求人の条件等（以下総称して「求人条件」といいます。）ごとに、求人条件を明示し、人材の紹介を依頼します。求人票の内容の真実性、正確性および適法性については、申込者が責任を負うものとします。

申込者が当社に明示した前項の求人条件の内容に、変更、特定、削除または追加（以下「変更等」といいます。）が生じた場合、申込者は、当該変更等の内容を速やかに当社に通知するものとします。

02_採用選考

申込者は、当社が紹介した応募者を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、申込者の責任において当該応募者を採用します。この際、当社は申込者に採用選考について適宜必要なアドバイスを行い、その他の支援を行うよう努めるものとします。応募者の採用を決定した場合、当社に対して、直ちに採用を決定した事実を通知する文書（以下、「内定確認書」といいます。）を書面または電子メール等を利用する方法により交付します。

03_申込者の義務

申込者は、当社が応募者を紹介した後に、当該応募者について他の手段により申込者に応募があった場合には、当社の紹介による応募を優先して取り扱うものとします。また、申込者は、当社が紹介した応募者について、既に他の手段により応募があった場合には、直ちに当社にその旨通知するものとします。

04_労働条件

申込者は、応募者の採用を決定した場合には、当該応募者に対して、労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面を申込者の責任において交付し、申込者および当該応募者との間で雇用契約を締結します。

05_応募書類

申込者は、履歴書・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者が作成するものであり、その内容の真実性、正確性については当該応募者が責任を負うものであり、当社は責任を負わないこと、ならびに、雇用契約の締結可否の判断は申込者が責任を負うことを確認するものとします。

人材紹介サービスご利用に際しての確認事項

06_個人情報の 取扱い

(1) 当社は、申込者が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を申込者に対して開示・提供するものとします。ただし、応募者の病歴、併願状況などの求人条件に関連がないと当社が判断する個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、当社は申込者に対して開示・提供しないものとします。

(2) 申込者は、第9項（1）に基づき当社より提供された、応募者（採用に至らなかった者も含みます。）の個人情報を、秘密として厳重に管理し、採用選考の目的の範囲内で利用するものとし、本契約の有効期間中および本契約終了後も、採用選考に直接関与する部門の申込者の役職員以外の第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

(3) 申込者は、応募者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨当社に通知します。この場合、申込者は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせるものとし、当該第三者のすべての行為につき責任を負うものとします。

(4) 申込者および当社は、本契約に関連して、各自に適用される個人情報保護に関する法律を遵守することを互いに保証するものとします。なお、申込者が、本契約の本社所在地に記載している住所がある国または地域以外の国または地域において、当社が申込者に提供した個人情報を取り扱う場合または当該個人情報を第三者に提供する場合には、申込者の責任において、各国の個人情報保護法その他各種法令を確認の上、申込者が当該応募者から必要な許可を取得し、個人情報の取り扱い・提供に関して適切に対応する義務を負うものとします。

07_情報開示

当社は、申込者の企業情報のうち、次に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができるものとします。ただし、申込者が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りではありません。

- ① 求人票のほか、申込者から提供された情報
- ② 当社が独自に収集した情報

人材紹介サービスご利用に際しての確認事項

08_違約金

申込者は、本契約の義務に違反して応募者を採用しコンサルティングフィーを支払わなかった場合、もしくはコンサルティングフィーの一部の支払いを不当に免れ、または免れようとしたと当社が合理的理由に基づき判断した場合は、支払うべきコンサルティングフィーに加えて、違約金として本契約に定めるコンサルティングフィーの額の2倍に相当する額を当社に支払うものとします。なお、違約金算定に理論年収の額が必要となる場合であって、申込者が当該理論年収の額を明らかにしないときは、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」における給与額および賞与額により算出した年収を理論年収の額とみなすものとします。

09_解除

申込者および当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の有効期間中においても、何ら事前の催告を要することなく、相手方に対し通知を行うことにより、即時に、本契約を解除、または一定期間の利用の停止、その他相手方との全部または一部の取引を終了することができるものとします。

- ① 本契約または申込者と当社間のその他の契約に違反したとき
- ② 支払不能となったとき、または支払を停止したとき
- ③ 公租公課を滞納したとき
- ④ 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力の処分を受けたとき
- ⑤ 破産、民事再生、会社更生の申立がなされたとき、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡・承継があったとき、営業の停止があったとき、解散の決議がなされたとき、もしくは清算に入ったとき、またはこれらの恐れがあるとき
- ⑥ 代表者の所在が不明になったことを知ったとき
- ⑦ 法令に違反したとき、または違反する恐れがあるとき
- ⑧ 威嚇行為、脅迫行為、恫喝、暴力行為等を行ったとき
- ⑨ 受領遅滞、受領拒絶があったとき、他方当事者に対し、不当な要求を行う、不当な長時間の拘束を行う等、信頼関係が失われるような行為を行ったとき
- ⑩ 相手方の信用を傷付けたとき、または相手方に不利益をもたらしたとき
- ⑪ 監督官庁より営業の許可取消または停止の処分を受けたとき
- ⑬ 前各号のほか債権保全を必要とする事由が生じたとき等信用に不安が生じたとき